

違反対象物の公表制度

重大な消防法令違反の
建物をホームページに
公表します。

令和2年4月1日
公表開始



違反対象物の公表制度とは

建物の利用者自らが建物の防火安全性に関する情報を入手し、建物を利用する際の判断に活用できるように、消防機関が立入検査によって確認した重大な消防法令違反のある建物の情報を五島市のホームページで公表する制度です。

公表の対象となる建物

百貨店、ホテル、飲食店、物品販売店などの不特定多数の方が出入りする建物や、病院、社会福祉施設などの一人で避難することが難しい人が利用する建物が該当します。

公表の対象となる重大な消防法令違反

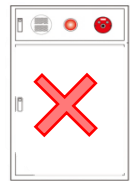
消防法令で義務付けられている「屋内消火栓設備」「スプリンクラー設備」「自動火災報知設備」が設置されていない重大な消防法令違反です。



スプリンクラー設備



自動火災報知設備



屋内消火栓設備

公表の方法

五島市のホームページへ掲載します。
[HP]<https://www.city.goto.nagasaki.jp/index.html>

公表の内容

- ①建物の名称
- ②建物の所在地
- ③違反の内容
- ④その他必要事項

建物の所有者・管理者・占有者の方へ

建物に下記のような変更を行う場合には、新たに消防用設備等の設置が必要となる場合がありますので事前に消防本部消防課予防係へご相談下さい。

- ビルなどに飲食店、物販店、ホテル等の宿泊施設、社会福祉施設等の用途が新たに入居する場合や建物全体の用途を変更する場合
- 増設や改築、隣接建物との接続を行う場合
- 避難や消火活動に必要な開口部（窓）に荷物や棚を置いたり合板で塞ぐ場合や、フィルム等を張り付ける場合



問い合わせ先



五島市消防本部 消防課 予防係
TEL0959-72-3131 Fax0959-72-1512